

平成28年度世田谷区公契約適正化委員会（第4回） 会議録

1. 会議名称 平成28年度世田谷区公契約適正化委員会（第4回）
2. 担当課名 財務部経理課
3. 開催日時 平成28年7月28日（木）午後1時30分～3時45分
4. 開催場所 世田谷区役所第1庁舎2階入札室

5. 出席者

委員

中川会長、永山副会長、五十嵐委員、児玉委員、小部委員、竹内委員、田村委員、豊田委員、三浦委員

事務局

本橋財務部長、梅田経理課長、鈴木契約係長、林田、小野塚、矢崎、大野

6. 会議の公開の可否 非公開

7. 会議を非公開とする理由

会議の性質上、契約・入札制度や予定価格等、区等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのある内容に議事が及ぶ可能性があるため。

（世田谷区情報公開条例第7条第6号ロ）

8. 会議次第

1. 開会

2. 議題

答申（素案）について

3. その他

4. 閉会

平成28年 7 月28日

世田谷区公契約適正化委員会（第4回）

会長 時間もちょっと早目ですけれども、皆さんおそろいですので、第4回の委員会を始めさせていただきたいと思えます。

きょうは、主に答申についてということで、これをもとに、こういった点はどうかというふうなこともいろいろと御議論いただければと思っております。おおむねの方向性が御了解得られれば、今後はメールであるとか、そういう形でいろいろと御意見をいただきながら訂正をして、それで今年度の答申に持っていきたい。その時期としては、8月末ぐらいを1つの目途ということで、それ以前に、ここにも記載されておりますが、8月5日金曜日に区長との意見交換を行って、それらも踏まえて最終的な答申に向けて持っていければと思っております。ただ、もう少し皆さん集まっていたら議論をしたほうが良いということであれば、当初の予定で言うと、たしか8月15日に一応予定を入れていましたけれども、8月15日を行うのかどうかということも本日御議論いただいた後に、いろいろと御意見いただければと思っております。

では、事務局のほうから本日の資料に関しましてお願いいたします。

事務局 それでは、私のほうからきょうの資料を説明させていただきます。

まず、第4回適正化委員会の次第になっております。次に、「公契約適正化委員会答申書(素案)」ということで、これまで各委員さんのほうで御議論いただいたものを、事務局でまとめさせていただいているものです。これにつきましてはあくまでも素案ということになっておりますので、様式であるとか内容のほうは御確認をしていただきながら修正等をしていただければということで、あくまでも参考ということで素案としております。続きまして、労働報酬専門部会の委員から報告の案という形で来ておりますので、お手元にきょう配付させていただいております。それと、先ほど委員から設計労務単価についてということで資料をいただいておりますので、それを配付させていただきました。

それと、こちらの答申等の関係ではあれですけれども、委員から何点か資料の要求がございました。まず、28年度の工事請負契約締結状況一覧表で、28年4月から現在6月まで終わっているものでございます。これにつきましては3000万円以上の工事関係でございます。その次が、7月28日現在の「工事」と左肩に書いてございますが、これが現在うちのほうで公告を出しているものでございます。「契約日(予定日)」としております。こちらにつきましては、あくまでもまだ予定日なので、いつ入札とかその辺につきましては、7月のほうについてはおおむねこの状況でいきますが、8月以降はまだ未定な部分もございます。その後ろが「委託等」で、やはりこちらでも1月28日現在、2000万円以上という形で各所管から来ているものでございます。

その後は28年度の公共工事発注見通しということで、1枚だけコピーさせて

いただいております。こちらにつきましては、今年度発注予定の工事件名ですとか履行場所、概要等を見通しということで、各事業所さんのほうに公表しているものでございまして、これは約13ページございます。その一部、1ページだけを今回抜き出ささせていただいております。あらかじめこういう形で公共工事の発注見通しという形でやっております。ただ、これにつきましては、工事のほうで3000万円以上だとか、そういう形のものではなくて、今年度発注予定の工事案件ということで、ホームページ上では全面、13ページほどで、こういう形で年度の初めにことしはこういう工事が出ますよと周知をさせていただいているものでございます。

それと、「労働報酬下限額対象案件」ということで、済みません、これは本来的には27年度とかであったんですけども、こちらのほうの事務の都合で26年度予定価格の内訳という形で、前にもつけさせていただきました。予定価格3000万円以上の工事であるとか、3000万円以上の工事の内訳として、土木、建築、設備、造園、「主な工事（予定価格上位10位）」とか、そういう形でさせていただいております。

その次の一番最後は、予定価格2000万円以上の委託関係、26年度でございますが、委託関係の予定価格の件数等でございます。予定価格2000万円以上の委託の内訳、建物清掃でありましたり、施設管理とか、そういう形で分けさせていただいているものでございます。

今回お配りしている資料につきましては以上でございます。

会長 配られている資料に関してどうでしょうか。最初に、これらについて少しお話しただいて、それから答申のほうに戻ったほうがいいかなとも思いますので、最初に 委員のほうから、本日いただきました資料につきまして簡単をお願いいたします。

委員 では、私のほうからちょっと説明させていただきます。

皆さん、理解されている方はしているのでしょうかけれども、ちょっと勘違いされている方も見受けられるようなので、公共工事設計労務単価と社会保険料の関係についてです。

1枚目に、「平成28年2月から適用する公共工事設計労務単価について」とタイトルが書いてございますが、その中間の四角で囲った部分で、公共工事設計労務単価イコール 、 、 を合計したものですよということなんです。

その下の(2)ですが、公共工事設計労務単価に含まれない賃金、手当、経費として、時間外、休日、深夜、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当、それから現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費ということなので、この公共工事設計労務単価には、社会保険料、法定福利費は入っていませんよというこ

となんです。

答申を見ましたところ、適正化委員会からの答申の中に、東京都の公共工事設計労務単価に社会保険料が含まれているという書き方がされておるのですが、これがちょっと違うのではないかなということ。「公契約の適正な履行を確保するために必要な施策について」というタイトルの下、(1)の2行目、「法定福利費については、東京都の公共工事設計労務単価に含まれており」と表記されておりますが、これが違うのではないかとということ。

それからもう1点は、労働報酬専門部会の答申にあります2ページ目の「2) 契約条件によって未加入企業を排除する」というタイトルがございますが、この中で、「現在の予定価格積算は、社会保険の労務者負担分や徴収体制が不十分」と書かれておりますが、私どもが言っている社会保険料というのは下請、事業主の負担分ということが正解でありまして、個人の負担分についてはその支払われる賃金に含まれるということですので、あくまで事業主負担分をいただきたいということでありまして。

2ページ目には、これは東京都のホームページから出した設計労務単価なんですが、例えば私どもは型枠をやっておりますので、この「型わく工」のところを見ますと「24,300」という数字になっております。

それから、次のページは国交省から出しているものですが、この「型わく工」の中の東京都を見ますと、ここもやはり「24,300」と同じなわけです。ですから、国交省が出しているものは全国の場所場所に出していますので、その東京都を抜き書きしたものが東京都の公共工事設計労務単価になっていますと。

それから、次のA3用紙ですが、これは国交省で出していまして、上の四角に囲ってあります1から7までありますが、この6のところは、建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、設計労務単価に加算した金額を参考値として出されております。ここで東京の「型わく工」を見てみますと、上段が「24,300」、下段が「34,200」という形で数千円プラスしてあります。これが公共工事設計労務単価に社会保険料ほか経費をプラスしたものでありまして、これが全部社会保険料ということではなくて、社会保険料プラスそういった宿舍費、安全管理費、労務管理費関係の経費を足したものが上記の参考の内訳であります。

ですから、あくまでも公共工事設計労務単価には社会保険料は入っていないというのが私は正解ではないかと理解しております。

会長 前回のこの委員会でも設計労務単価のところに、いわゆる事業所負担分のこれらの経費がどうなっているかという話を私のほうから出したところがありますが、その点について、都のこの表では設計労務単価には含まれていない、これを含んでいくとすると約1万円ぐらいふえていたと思っておりますが、それ

ぐらい上の価格になるのではないかというのが 委員からのところかと思えます。

この点について幾つか議論されているところもあるやに聞いていますが、この解釈についてはいかがでしょうか。国交省のほうから出されている資料においても、4番目の項目として一般管理費等の諸経費は含まれていない、現場管理費及び一般管理費等の諸経費は含まれていないという表現が、資料で言うと7という数字のところにも明記はされているというところですよ。

委員 そうすると、労働者が雇用保険及び年金あるいは健康保険にかかわる分は、労働者が仮に2万4300円受け取ったとすると、その中から保険料に相当するものを。

委員 そうですね、約15%。

委員 合わせて15%。それは自分で納めることになるんですか。事業主が。

委員 いや、全体では30%なんですよ。30%を労使で半分ということですよ。

委員 そうすると、それは労働者の可処分所得という目で見ると、それが差し引かれて支給されると。

委員 そうですね。結局サラリーマンと同じですよ。給料からやはり個人分は引かれるわけですよ。ですから、それと同じような考え方で、あくまで労働者がもらって積み立てるといふか、社会保険料については自分たちがメリットを受ける、例えば、厚生年金保険料だったら預金しているようなものですよ。なくなるものじゃない、いずれは返ってくる。そういった考えのもとに、個人の分は個人で負担してくださいと。事業主の分はどこかに入れてもらう、単価に入れてもらってくださいという形なんですよ。

委員 結論として、先ほど 委員のお話のあったことは、きょうの答申の本文の2行目のところの「含まれており」というのはやっぱり間違いなんですか。

会長 今のお話で言うと、含まれているということにはならない。

委員 ならない。

委員 2つ単価というのはありまして、公共工事で設計単価と、それから、例えばこれは東京都の単価ですと。そういう場合、それは違うんですね。東京都の単価というのは、公共工事設計労務単価にある一部加工して決めているものが東京都の単価。それは、世田谷区もそれを使っているという回答ですね。

委員 それは、きょういただいた資料の7ページになっているところの、関東の東京都というものが、これがその東京都の単価というものですね。

委員 同じですね。

会長 言葉として、公共工事設計労務単価という用語を使った場合には含まれていないという。

委員 そうですね。

会長 ですから、こういう表現で言うと、これは不適切な表現になっていると。

委員 はい。

委員 これは、労働者が負担すべきものはこの中から支出するわけですよね。

委員 そうということです。

委員 事業主分は、事業主が別途負担と。ここには入っていない。

委員 そうです、入っていないです。

委員 結局、事業主負担分がどこに入っているかが、もう今はある意味ブラックボックスになってしまっているから余計、この間営繕の方が来られて御説明されていましてけれども、あくまでも本社勤務の社員の法定福利費分は一般管理費に入っているとか、現場の管理者の分は現場管理費に入っているとか、では施工員のはどこなんだといったら、いや、もう工事代金の中に入っていますよ。こうなってしまうからブラックボックスみたいになってしまうので、そこはある程度やっぱり明確にしていかないと、最終的には実際にお仕事をされている下請さんや働いている人たちのところに行かないまま、払われる賃金の単価の中から、下請の事業主さんが結局そこをさらに事業主負担分を引いて保険料を払うみたいな状態ができてしまうんだと思うんですね。やっぱりその改善が必要だということ、もし可能であれば答申の中に盛り込んでいただければ。

会長 元請の場合と、下請、孫請になっていったところで、それが非常に不明確になっているという話がこの場でも出ていたと。それをはっきりさせていくというんですか、その必要性はあるということはいまでも出ていたと思うんですね。それを文言として答申にちゃんと入れたらどうか。

委員 提言としてですね。将来的に、今すぐできなくても、将来的には社会保険料というのは目に見える形で表記されるというふうにしていただくとありがたいです。

委員 実際の徴収というか、年金機構なら年金機構の側から見ると、それは実際には事業主が天引きしたものを徴収する形ということですね。

委員 いや、天引きはしません。個人分は天引きしますよ。

委員 個人別に天引きするわけですよね。

委員 個人負担分は。天引きして、かわって納めている。事業主は事業主で納める。それで半分半分という形です。

委員 それは税はまた別ですか。

委員 社会保険料は負担が半分半分と決まっているんですね。税はまた別ですよ。

委員 要するに、賃金所得に対する税金は、これはどういう払い方をするんですか。

委員 それは賃金所得によってですから、あるいは利益によってですから、それぞれですね。

委員 それぞれですが、それは一般のサラリーマンだと源泉徴収でほとんど会社任せになるわけですよ。建設の下請、2次下請、3次下請の場合は、事業主が。

委員 同じだと思います。ほとんど同じ。

委員 そうですか。それは、幾ら徴収したかということはちゃんと書類上残っているわけですね。

委員 残っています。ですから、私どもが下請で働いているときに、例えば、社会保険に入っているか入っていないかを確認して、実際に出面が何人やったかという人数でもって労務費があって、その15%だけ払いますよと。班によっては高齢者がいたりして入っていない人もいるんですね。入っていない人を排除して、その分は払いませんよという形で清算するんです。

委員 1人1人の給与明細みたいなものは、ちゃんと受け取っているんですかね。

委員 社会保険料を納めた証明書はもらえますから、それによって確認できます。

委員 そうすると、結局途中で見えなくなるという意味は、どういうことなんですか。

委員 見えなくて、もとが見えないんです。

委員 この積算上は見えないけれども、支払い方は、とにかく払わないといかんわけですよ。

委員 払わなければいけない財源が、もともとの中で見えないので、結局はどこかで負担をしているとなると、労務提供が多い事業主さんは結局労務費しかもらっていないわけで、でも、実はその労務費が設計労務単価に準じて払われていると、実はその上に本当は20%近い、15%の事業主負担の法定福利費プラス安全管理費が入って大体20数%にならなきゃいけない、雇用にかかわる管理費が結局見えないままに、払われないまま、事業主が本来払うべき賃金から、結果は事業主負担分も差し引かないと支払えないような状況が今、多分下請になればなるほどあるんだと思うんですね。そこをやっぱり明確にするためには、発注の段階で、やっぱり積算で、これだけ法定福利費を発注者は含んでいるのだから、そこは元請も下請に、下請はさらに下請に、そして労働者に払うときという、やっぱりそのスタート、発注者からスタートしないと、今、どちらかということ建設業界自体は元請にその責任を負わせている感じが、国交省の

指導文でも、あくまでも元請事業者がその指導に当たるということなので、そこは公共工事に限って言うと、やはり公共の発注者がその部分をしっかりしないといけないとは思いますが。

委員 今、その部分は、恐らく国交省なり東京都が、発注者のほうでは現場管理費率の中に含んでいるという言い方をするんですね。一般管理費率の中に含んでいる。率を少々上げましたよと。要するに、率分で直接工事費を積み上げていって、共通仮設、現場管理を掛けて一般管理を掛けるわけですがけれども、最終的にこの掛け算する率分のところで含んでいますからよろしく願いますねと我々に言われるわけです。

委員 いや、そこには入っていないでしょう、一般管理費と現場管理費は。さっき 委員が言われたように、あくまで元請の法定福利費なんですね。会社については一般管理費に入っていますよ。現場の監督、社員については現場管理費に入っています。ですから、労働者の分というのはそこには一切入らないということですよ。

委員 そうなんですか。

委員 そうなんです。

事務局 先ほど 委員のほうから御指摘ありましたように、2ページ目のところで、私どものほうで、「東京都の公共工事設計労務単価に」という表現になっておりますが、正しくは共通仮設費または現場管理費という形で営繕さんのほうから来ておるので、先ほどちょっとこの辺についてまだ不透明だという話は私どもの営繕課からも東京都のほうにもお話しは行っているんですが、こちらの「公共工事設計労務単価」については訂正させていただきたいと思っております。

それと、先ほどありましたそういった不透明な部分につきましては、うちのほうはあくまでも東京都のあれを使っておりますので、これは22区、ほかの市区町村も同じような状況になってございますので、急にというわけにはいかないと思っておりますが、その辺は今後というような形で答申の中に入れていただければと思います。

委員 本来、まず率先して国でやらなきゃいけないんですよ。国がやれば、自然と水は流れるわけですよ。国もいい加減にしているから、そういうふうになってしまった。

会長 何か非常に不透明ですね。

この点につきましては、訂正した文言をもとにまた御意見をいただければと思います。

それからもう1つ、 委員から要求のありましたもの、これは今年度の4、5、6月の3カ月分のものということで、それからもう1つは、労働報酬下限額等にかかわるところということで、3000万円以上、それから委託に関しては

2000万円以上のものということで、リストが上がってきているものということで、この点について何か 委員からございますか。

委員 僕のほうから経理課のほうにお願いしたのは、要は、話をする上でどういう契約が公契約の適用になるのか、具体的な事例がないままに幾ら話しても全然話が見えないので、まず、工事であればどういう物件が今年度、ことしは7月1日からの契約になってしまっているけれども、それは4月にさかのぼって1年、これから先、来年3月までの間にどういうものが工事の対応になるのか。あわせて、委託業務についてもいろんな業種、契約があるとは思いますが、具体的に、では何があるのかというのが全くよくわからないので、1年を通してどういう契約があるのか。ただ、委託の場合には予定価格を公表していないというケースがほとんどなので、それで金額等が出しづらいとか、契約面を、これから契約するものは契約名を具体的に出すといろいろ支障があるというのであれば、業務の内容がわかるような形で表を出していただければということをお願いをしたところです。

ただ、この表は前回のままですよ。去年もらったやつだから。

事務局 そうです。27年度も件数的にはほとんど変わりはないので、一応これを参考にして見ていただければと思います。

会長 大体今の最後の工事ランク別の件数とか工事内容内訳、構成とかというのは余り変わらないものなんですか。

事務局 そうですね。私ども公共施設の整備方針を持っておりますので、例えば、区民との意見交換というか、会議体を持っている本庁舎ですとか、そういうのがない限りは、通常は大体その整備方針に沿っていきますので、この26年度とそんなには変わりはないという形になっております。ただ、やはりその年度ごとに若干の違いはありますけれども、おおむねこういう感じの件数となっております。

委員 ちなみにちょっと教えていただきたいんですが、去年いただいたこの委託のやつでも結構なんですけれども、委託業務のうち、これは2000万円以上の委託内容全てとなっていていきますけれども、いわゆる物品とかも含めて公契約の適用に、物販に近いんですかね。というのは、公契約条例の適用を受けるんですか。どこまでを。

事務局 一応、私ども工事と委託という形で分けておりますけれども、委託の中には物品購入も入るんですけれども、物品購入って普通、例えばカラーテレビを何台買うとか、そういう形で清掃委託だとか施設管理委託と違まして、納期にしてもすぐ終わってしまうような形ですけれども、一応2000万円以上の物品購入についても公契約適用という形で考えています。物品購入とはいえ委託系のほうに入りますので、その考え方からいきますと、2000万円以上は公

契約条例の適用の契約という形にしております。

委員 要は、発注をするときに、もしくは契約をするときに受けた側、要は受ける側が、これは公契約条例の適用だということを自覚しながら契約ができる状態に今あるんですか。

事務局 一応契約者、入札、開札しまして、例えば2000万円以上の落札の方につきましては、契約書と一緒に、この案件については公契約条例適用の契約案件ですよというものを渡していますので、受け取る側についてはそれはわかるとおもいます。

それと、7月1日からもう委託関係は2000万円、工事関係は3000万円以上については、公契約条例の労働報酬下限額適用の契約となりますというのをホームページですとかチラシを配っているのと、最後にその契約を結ぶときに、契約書のところにやはりチラシを入れて、この契約案件については適用ですよという形で、現在事業者のほうには周知をさせていただいています。

委員 公契約対象案件ですよということは、入札の段階と落札の段階と契約の段階と、3つぐらいあると考えていいんですか。

事務局 そうですね。

委員 公表からもう出ていますよね。

事務局 工事関係等については、もう公表の段階で、この工事は、しかも予定価格をもう公表していますので、それとともに、この案件については公契約条例の適用の案件ですよという形を出していますので、事業者の方はそれを見ればわかる形になっています。

会長 この委託の場合で労働報酬下限額が関係してくるものというのは、物品購入の場合にも関係してくるんですか。

事務局 難しいところなんですけれども、一応条例上は2000万円以上の売買を含むという形で書いておりますので、確かにテレビを購入するとか、ちょっとしたものを購入するという形のもので2000万円を超えるものについては公契約条例の適用ですよという形にしております。

また、委託のほうのそういった予定価格は公表していませんけれども、案件を発注する際の中にも、この案件については公契約条例適用の案件ですよという形での明記をさせていただいておりますので、各事業主さんが入札を申し込むときには、この契約については公契約条例適用なんだなという形での周知はさせていただいています。

会長 この最後の表で333の総件数が委託のところでありますよね。それで、一番下のところで物品購入等を除いて該当案件が47という、この47というのは、どの委託種目が該当するんですかね。

事務局 委託のほうで、割と入札もあるんですが、プロポーザルでやって3

年なり4年なり、悪くなければ随契でいくとか、そういうのもございます。ですから、委託で333件というのは随契も含んでの数なんです。その下の該当案件数47件につきましては、これは入札の件数になります。トータル的には、委託関係の私どもがやっている2000万円以上の契約は333件あるんですけども、その中で入札をかけたのは47件、残りの数につきましては、これは先ほどちょっと申し上げましたけれども、プロポーザル等による随契という形になっております。

会長 随契であったとしても、この下限額の対象には当然なるということですね。ですから、給食調理業務あたりでいろいろなことがあって随契になっているものもあるんですけども、新規にそこに入札等が発生した場合に、発生した件数は一番下に入ってくるけれども、そうでないものはこの表には入っていないという理解ですよ。

委員 僕の素朴な感想でいくと、建築はわかっているんです。建築工事はもう全部公契約、3000万円以上のものは公契約の適用になるというのはわかるんですけども、委託を物品まで何でもかんでも、次は全部よと言ってしまおうがために、結局は何が該当なのかが多分、働いている人たちもそうですし、周りから見てもそうですけれども、はっきり言って、下限額が適用になるものなのかならないものなのかも、正直余計わからなくなってしまわないかなと。

もともと他の自治体なんかもそうですけれども、委託業務の中で、労務にかかわるものを一定程度限定していかないと、実際に具体的に守られている、守られていないということも含めて、それを進めていくということが、件数が多過ぎて、全てにしてしまうことによってどんどん薄れていくような気がするもので、別に今すぐどうというわけじゃないですけども、今後、ある程度そこは考えていかないと、テレビの購入も該当ですよと言ってしまえば、それは全部ということですから。

事務局 当初の私どもの公契約条例のつくりがそういう形で、事務規則のほうで売買だとかその辺も入れておりますので、今委員おっしゃったように、確かにテレビを購入するのに公契約条例適用かどうかというのは、現時点では条例と規則で今来ていますので、適用ですよというしかないんですが、施行規則なり条例なりの変更という形で、その辺は今後明確にしていくかどうかというのは1つの考え方だとは思いますが。

委員 全部結局対象ということですよ。

委員 全部というから、余計対象がわからなくなる気がします。

委員 結局この333件、ここに書いてあるのは、まあまあ年度がちょっと古いので今適用にはなっていないけれども、もしこのまま今の状態でこれから契約がなされれば、全部対象になるということでもいいんですよ。

事務局　そうです。

会長　その中で、いわゆる物品購入のようなものは、単純な労務提供とはちょっと違うものも含んでくると、少しわかりづらいのじゃないか。要は、給食調理であるとか清掃であるとかというのは労務提供ということで、非常にある意味ではわかりやすいんだけど、そうじゃないものも入ってくるとどうなるのか。印刷も労務提供的なところがあるという。

委員　333あって、物品購入を含むその他というのは、一応それが物品購入だとしたときには、それでも半分は対象ということですよ、百六十何件。

会長　半分は対象。

委員　建築でも、例えば工場でつくるものがありますね。サッシュだとか設備もそうですが、そういったものが対象にならないんですよ、工場でつくるものは。結局、あくまで現場で働いた人が公契約というか、設計労務単価が適用になるんですけれども、結局物をつくった工場とかそういうところのほうは、一切そういうことに触れていません。

会長　それは資材調達でしかなくて、それを現場で組み立てるときには反映してくるけれども。

委員　設置工事だけが公契約の対象になると。

委員　ええ。例えば、サッシュだと製品はならない。それを職人が取りつきますね。それは現場に来てつけますから、それについては対象になる。

委員　だから、トイレならトイレの既にでき上がった、リクシルならリクシルのものはその適用対象外。

委員　製品はね。そのセットの手間だけなんです。

委員　なるほど、設置工事費のみが対象になると。

委員　そうですね。だから、そういう意味ではこの物品というのはちょっと違うのじゃないかと。

委員　極端なことを言ったら、ボールペンを購入するのにボールペンをつくる人が該当するのとか、そういう話になってしまいますからね。それはもとの趣旨と全く異なる話になるような気がするんですけれども。

会長　そこら辺というのは、公契約条例であるとか、その附則なんかをつくるときに議論にはなったんですか。そこら辺がわからない。

事務局　当然、2年間あり方検討も含め1年の経過の中でこういった条例案をつくるかということで多分御議論いただいていると思いますので、そういうのも話の中ではあったのではないかなとは思いますが。世田谷区の公契約条例という形で3年かけてつくってきているわけなので、そういう中では物品購入というのが委託等の中に入ってしまったので、公契約条例を作成した段階で委託等という話をしているので、当然物品の購入も含まれるという形で条例が

今できてしまっていますので、条例の改正とかになりますと、議会にもかけな
きゃいけなかったり、結構大きくなってきますので、どこかのところでその物
品購入、単なる物品購入については除くというのをできるかどうかというのは
今後の検討課題になるかとは思いますが。

委員 工業製品一般が建築や補修にかかわっているという認識はあっても、
それをどう扱うかということところまでの議論は余りせずに、あったのはやはり印
刷物がそれまで物品購入扱いで、これは東京都やほかの区も大体そういう扱い
だったんですけれども、10年ぐらい前からようやく原稿を受け取って校正をし、
また2校でまた直ったり、3校で直ったりという、これはやはり物品購入と違
うのじゃないかということで、印刷工業組合が4つぐらいあるんですけれども、
そこがかなり東京都とかかけ合って、国会の質疑ぐらいまで行かして、それで
大臣答弁の中に、これはやはりただの物品購入とはちょっと違いますねという
ようなことから、東京都の総務局もようやく物品購入の該当から外すんですね。

それで、ことしに入りましてから、この前もちょっとお話ししましたがけれど
も、品確法の適用を考えて、テスト的にですけれども、1500万円以上の案件に
は例えば総合評価方式を入れるとか、それから、100万円から1500万円には最低
制限価格制度を入れましょうとか、それから、特に印刷物の場合は身障者とか
そういったものがかかわっている部分もあるので、小規模な発注につきまして
はそういう枠から外そうというようなことで、幾つかテスト的にこれからやり
ましょうということが東京都では財務局が動き出しているということです。そ
の他、今出たような機械の建設に当たっての機材の完成されたものを買うとい
うのをどうするかという議論までは余りしていなかったですね。

会長 どうでしょうかね。答申のところでもそういう対象案件、対象案件と
しては金額の問題もあるわけですがけれども、そうではなくて、今のよう物品
購入であるとか、そういう範囲に関して今後のさらなる検討が必要であるとい
うような文言を入れるか、それともいろんな検討の視点だとか、金額のところ
にしても恐らく議論を始めるといろいろと出てくるので、今回のこの答申では
特に書き加えないというのも1つかなと思うんですが、そこら辺はどちらがよ
るしいでしょうか。

委員 書き加えないでいいんじゃないですか。ちょっときょうここで立法の
話も含めて短時間でまとめるというのは難しいので、今回はお互い胸の中に入れ
ておいて。

会長 今のところは現状の認識、現状をちゃんと我々が把握をしておくとい
う範疇でいくという。

委員 やっぱり工事方法とか建設の行程の組みかえというのは、かなり技術
革新や何かで変わってくる要素もあると思いますので、余りがんじがらめにす

ると一々対応しなきゃならなくて、かえって手間がかかってしまうおそれがありますので。

会長 わかりました。ありがとうございます。

工事案件のほうは、先ほどの一覧もありますし、これらも契約といいますか評価方式だとか、そこら辺もいろいろなものがあるので、かなりはっきりしているなど。この28年度のところで言うと、これは不調は含んでいない、不調がなかったんですか、この表でいくと。ちょっと気になっちゃったんだけども。

事務局 一番後ろの、ナンバーで、電子入札ではなくて、58番、59番の一番右側の備考の欄に随意契約と2件ほど書いております。こちらが不調随契です。特に59番については100%予定価格との落札率になっておりますので、あと、58番も99.98%というので、これは不調になり不調随契という形でやらせてもらったものでございます。

委員 52番というのは大丈夫なんですか、一般競争入札で100%なんですけれども。

事務局 52番につきましては、一般競争入札で、そのまま予定価格を入れてきたものになると思います。ですから、不調随契ではなくて、入札をさせた結果が100%だったということでございます。

委員 この2件がどういう状況かわからないけれども、入札をかけたやつ100%というのと随契での100%というのは、ちょっと意味が違うでしょう。

事務局 そうですね。入札の場合、必ずその入札してくる事業者さんに積算の内訳書を添付するように言って、入札までにちゃんと積算表を出してくださいという形でやっております。たまたま先ほどの一般競争入札の100%の事業者さんについては、自分が積算書を出しているわけなので、その積算書が予定価格と一致したというものだと思います。

不調随契のほうの100%につきましては、あくまでも不調で、辞退があったりとか、あるいはその辺で落ちなかった場合のものでございます。ただ、そうはいえ工期的なものであるとかその辺も含めまして、今この時期に契約を結ばないとちょっと区民のほうにも影響があるだろうという形のもので、一番近い事業者さんにこれでできるかどうか確認してくださいと。できれば、区としては不調随契として結びたいのだけれどという形のものでございますので、若干違うと思います。

会長 不調随契の場合と通常の随契の場合と、それから通常の随契の場合、通常の随契でいくと結構100という数字が出てくるのだけれども、通常の随契での100というのは、それまでのいろんな立地の条件だとかいろんなところがあるんだけども、入札をかけると本当は100ぐらいなんだけれども、それまでの周辺状況だとかそういったところを考えると随契でやったほうが、この100ではな

くて92%ぐらいの数字で収まるし、工事の進捗もうまくいくと。この92%あたりの数字が100ということで、随契の場合は表現される場合もあるんです。

事務局 そうですね。会長おっしゃるそういうところもあると思います。ただ、随契というのはあくまでも……。

委員 余りそれをやっていると、本文の答申の時間がなくなっちゃうから。きょうはこれをやるんだから、そのことはまた別なときにやってください。この表の見方とか。

会長 というか、問題になるのは公契約で随契というのをどこまで認めていくのかという事柄は非常に大きな問題になるんですね。かなり随契というのが出てきていたりとか、それは同時発注をすべきではないかと、それを細分化して、その中において随契が発生することがあるという、そこら辺の話も、今回の話でなくても構いませんけれども。

きょうの資料につきましては、それぞれ皆さん御確認いただいたということによろしいでしょうか。

それでは、時間的にはできればあと45分ぐらい、3時ぐらいを1つのめどと思って、かかって3時半ぐらいを目標にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員 委員が出された労働報酬部会の答申なんですが、答申の案の1枚目に大分苦労されて「熟練技能工」という表現をされているんですけども、これはいずれ問題になるというか、はっきりわからない部分だよねということになり得ないかということですね。例えば、経験年数何年以上とか、そういった形で表記されるか、あるいはそれより下の人たちのことをもう少し、例えば70%とするだとか、2段階に分けて、将来的には、今すぐじゃなくてもそういう形にしないとちょっと整合性が問題じゃないかなと思うんですね。

委員 これはかねてから 委員がおっしゃっていたとおり、技能工の養成過程で段階が進んでいく度合いが、日本の場合は全く基準がないまま進んでいるので、それから、多能工になる場合もありますので、職種は適正なんだけれども、まだほかの部分は習熟が足りないというような、そういうグレーゾーンみたいなところに当たる人たちは必ずいると思うので、それを一律に扱うかどうかということは、余り機械的にやるわけにはいかないと思うんですよ。チームの仕事だと全体の作業能率にもかかわるようなこともあるから、そこはどう言ったらいいですかね。「熟練技能工」というのは全く苦し紛れで、おっしゃるとおり。ですから、どの労働者が適用対象、70でいくのか、85でいくのかというところは、実際試行錯誤していく過程でやるしかないのかなと思うんですけどもね。

委員 私の感じとしては、熟練技能工といえは、恐らく10年以上だと思いま

すよ、感じとして。それ以下、例えば4年から9年まではその下のレベルというんですか、報酬も少しは下がる。例えば70%ぐらいの感じのですね。そういった分け方があるのじゃないかなと思うんですね。

委員 これは職種でかなり違いが出てきませんか。

委員 ありますね。

委員 鉄筋工なら鉄筋工でも、現場を見ていますと、親方がいろいろ注意して回っている人もいますし。

委員 ただ、前にお示ししました能力評価基準がもう少し公に認知されて出てくれば、もう少し分け方をはっきりできるというような。

委員 5年から10年の間ぐらいがちょうど難しいところだと思うんですね。5年未満は、どちらかというとな熟練工。

委員 見習いでいいですよ。

委員 ええ、見習いのちょっと出たところで、だから、5年から10年の間あたりかなと思うんですけれども。

委員 この間というのは、恐らく仕事の能力が伸びるところでもあると思うんですよ。それで10年に到達する、そういう段階のことだと思うんです。

会長 それでは答申と部会報告を順次簡単に見ていきたいと思えます。

答申のほうに関しましては、大変申しわけなかったんですが、一昨日に各委員の皆様にご送ることができたと思っております。

最初の1ページ目は「はじめに」ということで、世田谷区において条例ができて、さらにその上でこの答申が活用されればというような前置きの文章という形になっております。

それから、ある意味での本文というのは2つ立てになっていて、1つは「公契約の適正な履行を確保するために必要な施策について」という事柄と、2として「区内産業の振興及び地域経済の活性化を図るための入札制度改革について」ということで、それぞれ区長からの諮問に基づいて組み立てているものになります。

最初のほうの「必要な施策について」においては、まず、「(1)適正な労働条件等の確保について」ということですが、1つ目と2つ目の丸のところは、先ほど来認識の違いであるとか、その辺をきちんと訂正していくとともに、2つ目の丸の最後のあたりにおいては、「下請事業者の労務費や法定福利費の支払いまでをコントロールすることは非常に困難な状況にある」となっていますが、この辺の不透明さを今後解決していく必要があるというような表現かなと思っております。

3つ目の丸については、背景的なところもあるわけですが、基本的なある意味での考え方ということで、質の確保と、それから官製ワーキングプア

の問題、それから企業努力を阻害しない金額にしていくべきだということをもまずうたった上で、4つ目の丸のところでは、労働報酬下限額は85%相当とするのが妥当であるとまずは言った上で、ただし、そうではなくて70%ということもあるだろうと。それから、近隣自治体云々かんぬんのことを入れてきていると。

その次の5番目の丸のところにおいては、言いたいところは、何らかの基準をちゃんと置いたほうがいいたろうという話があるんですが、ここでは区の臨時職員の1時間当たりの時間単価ではなくて、区職員の高卒就労者の初任給から算出していくのが妥当ではないだろうかという話を入れていきます。

それから、「(2)公契約条例の効果的な運用について」では、2つ目の丸のところ、効果的運用をするために専属の組織を設置すべきであると御提案いただいているもの。それから、公契約に関連する部署との連携、これは土木、建築のところそれぞれ契約の仕方、単価の出し方等も違うところもあるんですが、それらとの連携をとる体制が必要であって、この公契約条例の啓蒙、検証、評価、改善などを一元的に行っていく必要があるだろう。

あとは、情報の提供であるとか、それからチェックシートがあるわけですが、チェック体制の強化等での検討ということも必要じゃないか。こういう内容で確保するための必要な施策を取りまとめていったらどうだろうかという内容になっています。

それから、2が活性化を図るためにということで、入札制度改革についてということで、大きくは3点、「(1)長期的な区内産業の発展・活性化について」、「(2)公正かつ適正な入札の実施について」、「(3)社会経済状況等に適合した効果的な入札・契約制度の改善について」という事柄、それらについて改正を検討していく事柄であるとか、それから議論として必要なこと、この最後のところに先ほど随契のところも少し入れておりますが、そのような内容でどうだろうかという案になっております。

まずは、この中に労働報酬専門部会からの報告の内容をさらにどこまで組み込んでいくかということもございしますが、この答申について何かお気づきになられた点がございましたら御意見いただきたいと思えます。

委員 1点は、「はじめに」の下から6行目ぐらいなんですが、「委員会では、労働者賃金」とあるんですけども、「労働者の」と「の」を入れていただけないかなと。これが1点です。

それから、同じくその意味でいくと、1の(2)の下から2行目に、「罰則規定を設けていない」という、これが私はいつもすごく気になるんですけども、そもそも公契約は罰則で強制するところはないので、いわゆる罰則規定を設けるところはないんですよ。むしろ不利益取り扱い、例えば入札させないとか、

罰則というといわゆる刑罰のことを普通指すわけで、だから、不利益取り扱い等の規定とかとしていただかないと、何か誤解をされてしまうので。そもそも公契約というのは罰則で強制するのではなくて契約で強制しているわけですからというのが2つ。これは言葉の問題。

それから3つ目です。これが非常に言いにくいんですけども、本文の1の(1)です。3つ目の丸が、非常にあれこれ書いてあるんですけども、やっぱり間違っているかなと。2点間違っていると思うんです。

1点間違っているのが3行目なんですけれども、下限額の設定で、これはお金がないから発注できなくなるという考え方ですね。区民サービスの低下というのは、発注不能となるというのは、体育館を建てかえたいけれどもお金がないからできなくなるというのは間違いだと思っただけです。公契約条例というのは、適正な労働者の賃金と適正な利潤を上乗せした仕事をしてもらうことによって、業者の方や住民、労働者が生きていけるようにするという事だから、そういう予算をつけるということなんです。その予算をつける。だから、ダンピングで安くしないということなんです。そういう意味では、発注不能になって区民サービスの低下を招くということがないようにしなきゃいけないのは、これはむしろ発注者の責任です。

同じことなんですけれども、その一番下の行なんですけれども、「受注する事業者がいなくならないよう」というのを、これも同じように適正な労働者で、同じ適正な利潤を業者の方に入れて、そういう価格で入札してもらってやるということなので、だから、そのために労働報酬下限額を下げるようなニュアンスになっているとすれば、それも私は間違いだと思います。

そういう意味では、いろいろ工夫して書かれていてすごく大変だったと思うんですけども、ここは思い切って削除していただきたい。

むしろこういうふうに書いていただけないかと。一番大事なものは、今言った労働者の適正な報酬下限額に、2つ目の丸に書いてある事業者の経費率もちゃんと入れて、入札価格全体が適切になるように、発注者の区役所がどうやったらそれを実現できるのか、そのことを一番習熟するという立場だと思うんです。そこ抜きにいろんなことを決めてもほとんど意味がないので、私はそういう趣旨で、この3つ目の丸は誤解を与えるし、いわゆる公契約条例の趣旨から反するし、削除していただきたい。

順番ですけれども、私は4番目の丸、5番目の丸、1番目の丸、2番目の丸、3番目の丸ぐらいにさせていただいて。要するに、まず基本的な価格はどう考えるかということで、工事契約と委託契約のそれぞれ考え方を書いていただくと。それに加えて、法定福利費の話と事業者の経費率としていただくと、大から中とこうなっていくって、最後に、ではそういうものをどうやって実現するかとい

うことで、今申し上げたように適正な報酬下限額に加えて、事業者の経費率もきちんと確保したものになるように、どうやったら適正な入札価格になるか。そのためにどういうふうにするかということで、発注者の努力というか工夫が必要だと。それ抜きには適正な価格の確保はあり得ないという形にさせていただかないと、せっかく議論してきたことが、何か意味がなくなっちゃうのかな。

この3番目の丸を直そうとされているいろいろ手を入れたんだけど、やっぱり制度趣旨の、公契約制度を見れば、公契約をつくったということは、少し単価が高くなっても労働者に適正な賃金を支払い、事業者の方にもそれなりの利益を得ていただくということに踏み切ったということですから、それじゃない視点からあれこれと価格をいじるというのは逆だなと。価格は決まったので、価格をどうやって守らせるかということが、むしろ公契約条例の大事なことのじゃないかなと。

さらにもう1点、5番目の丸なんですけれども、下の2行が非常に気になっています。ちょっと意見を言うと、下から2行目なんです、「区はこれにより算出される金額を下限額とすべきである」を「あり」にさせていただいて、「その時々々の社会経済情勢等をみながら速やかに引き上げていくべきである」。「直ちに」じゃなくて「速やかに」というのは複数年なり何なりを考えているんですけれども、これだと段階的に上げるのが当然だみたいになっているので、私は、本来は一遍に上げられれば上げてほしいけれども、社会経済情勢でそうもいかなければ、速やかに上げていくというふうにしていただかないと、これだと一遍に上げちゃいけないようになりますよね。段階的に上げていくべきだとなっているわけです。そうじゃなくて、基本的には速やかになんですが、ただ、その時々々の社会経済情勢を見ながら速やかにというので、何年かを含むというのはいいと思うんですけれども、当然何年かだというふうに、むしろ段階的だと言われてしまうといかがなものかなと。

1枚目は非常に気になって、あれこれ時間をかけたんですけれども、やっぱり3つ目の丸は取っていただくしかないかなと、大変申しわけない。

ただ、3に入っている「官製ワーキングプアを生まないように」というのは、どこか5番目の丸あたりに入れていただくといいかなと。「官製ワーキングプアを生まないように」というのは、5あたりのどこかに入れていただくといいかなと思っています。

以上です。

会長 3番目の丸のところと言うと、2行目の最後、「一方」から4行目の「しかし」までを外してしまって、それから一番最後の3行、「そのためには」から「すべきである」までを外すと、趣旨みたいなものは出るのかなと。いかがですか。「そのためには労働報酬下限額が適正に設定されることが不可欠である」。

それから飛んで、「世田谷区に働きながら住み続けることができるだけの賃金が支払われることは、地域社会の形成という観点からもメリットになると考えられる。労働報酬下限額は公共サービス・公共事業の質を確保しつつ、官製ワーキングプアを生まないようにすることが最低条件であり、そのための適正な金額を設定すべきである」というのも1つかなと。

「一方」から後の言葉と、一番最後のところが恐らく気になられているかなと思うんですけれども。

委員 はい。先生がそれでよろしければ、私は今ので手を打たせていただきます。

会長 最後のところもちょうとひっかかかるところがきっとあるのだと思っているんですけれども。

委員 先生が今のでよろしければ、私は今のとおりで結構でございます。

会長 ちょっと冗長になり過ぎたかなという気もしますので。

細かくやろうとすると、「発注不能」ではなくて、難しいんですね。この「不能」という言葉がなかなか直らないなというのが気にはなっているところなんですよね。

委員 だから、取っていただいて、今ので、「不可欠である」でつなげていただければ、私が言った問題点は消えますので、それは結構でございます。

あと、さっきの5番目の丸で、必ず段階的と書くと、ちょっと。

会長 そうですね。見ながら速やかに引き上げていくべきであるというような表現のほうがという。

委員 そちらのほうが。そうしてください。

会長 その前は、下から3行目は「あるが、」が「すべきであり、」ですよね。

あとは順番が、この委員会で議論されていたような順番のほうが。

委員 それだったら、先生、直した3が1番で、4と5がその次で、その次に法定福利費と。1と2は逆転したほうがいいかな。法定福利費は一番最後に入れていただいて。

委員 今のページの2番目の丸ですけれども、今会長が指摘のとおり、これは「また」から見ますと、「支払いまでをコントロールすることは非常に困難な状況にある」というのは、もう手が出ないよ、やらないという意思表示に聞こえちゃうので。

会長 そうではなくて、それは先ほどのような形での、そういう不透明感を解決していく必要があるぐらいの表現。

委員 努力すべき領域がまだ残っているよと、大きいということですね。

会長 最初にいただいた御意見をもとに、この部分は。

ほかの委員の方々、いかがでしょうか。

それから罰則規定、2枚目のところの、いろいろなのを見ていると、罰則規定が世田谷はないないと書かれているけれども、ちょっとおかしいと。

委員 おかしいです。本来、公契約というのは罰則がない、お互い契約でやろうというルールですから、最低賃金制みたいに罰則をつけるわけではないんです。お互いに区と業者の方が手を結び合って一緒にやろうよという、それで履行するので。今まで「罰則」と使ったかもしれないんだけど、答申の中ではやはり「罰則」という言葉は避けていただきたい。

会長 いかがでしょうか、ほかに。

委員 これは私もよくわからないんですけれども、最後のページの2つ目の丸の「入札不調に伴う随意契約の妥当性」についての議論なんですけれども、これは、担い手3法のあれから言いますと、見積もりを参考にするとか、幾つか改善策についての方法があるので、そういうものを書き入れて努力する必要があるというような表現のほうがいいかなという気がするんですけれども。

会長 一般競争入札、それからその札を入れる、それから実際工事に入るまでの間、3カ月とかあるんだけど、積算単価自身は3カ月前の状態であっていき。そうすると、要は積算単価が3カ月後ぐらいには変わるんだけど、その修正係数、変な言い方をすると、1割上がりましたとか2割上がりましたというような、そういう修正係数みたいなものがなくてそのまま動いてしまう。それで、しょうがないので随契という中身を置いてというところがあるので、いろんな工夫の仕方を今後、工夫というか、どう考えていくのかということもあるとは思いますが。

労務単価に関しては、例えば前倒しみたいな形で持っていけるんだけど、積算のところの資材云々かんぬんあたりのところに関しては、必ずしもそういう見直しが無いという、そこら辺で不調に入ってしまうというのもある。いろんな検討すべき課題があるというような意味で議論が必要であるというような表現にしちゃったんですが、いかがですか。ここら辺は理解が間違っているかどうかということもあるんですけれども。

委員 さん、さんの御意見も聞きたいところなんですけれども。

委員 これを見ると、入札不調というのは随意契約が悪いというよりも、そもそも入札不調が起きないように改善が必要なんですよね。というような若干調整をしていただいて。何かこれを見ると随意契約が悪いようにしか。

会長 随契は随契で存在するものもあって、これは一般競争入札が入札不調で随契になるものという。いろんな要素があるんだと思うんですね。地形的な条件だとか、いろんなものがあっての工事のやりやすさ、やりにくさ、積算単価とは別個に、現場を見ると、ああ、ここはやりにくいかというようなものがあったり、単に橋をかけるとしても、その下を例えば車が走っていると、

そこの通行どめをしなくてははいけない。それも首都高あたりで言うと、一応単価としては積み上げることができるようになっていたんだけど、そのことに伴って年間の通行どめ日数が50日しかだめよとなると、働く人は一遍にできませんから、この期間抱えておかななくてははいけない。抱えておかななくてははいけないんだけど、その部分が反映できないというような、そういう意味では一般契約のところの問題みたいなものも発生する。

委員 積算の問題なんですよ。

委員 今言っているのは不落随契というやつですよ。結局、落札者がいないので、落札者がいない中から何とかどこかで見つけてやらせるという。

委員 要は、入札不調になってしまったよという後の行程の問題の議論が必要だということですよ。

委員 それとともに、やっぱり今国交省や東京都で議論されているのは、不調案件をなくそうと。要するに、不調案件になってしまう案件自体がやっぱりもうその時点で問題なのではないかということですよ。だから、不調案件が出ないように設計をしようじゃないかと。

委員 それが1番目ですよ。入札制度そのものの改善を図るべき、これは不調にならないようにやれということですよ。

委員 そうですね。

委員 だけれども、なってしまうのがあるわけですね。なってしまうのに対してどうしようかという議論が必要だよということなんだけれども、ほかのことはいろいろ書いてあるから、かえってこういうパターンがあるのにとというのが絞られちゃっているんじゃないですか、これは。不調になったときの取り扱いとか、今後のその対応が、なるものもありますからね。100%なくせればベストですけども。であれば、やっぱりそのときにどうすべきかという、どういう対応をしていくべきかという議論が必要だと。これは本当にさまざまあるから、それを全部書くとするとまた大変なことになるんですよ。

委員 不落、不調の原因はいろいろあって1つじゃないんですよ。ただ安いというだけではないんですよ。ただ、議論は必要なんですよ。こういうパターンの場合はこうだという。

委員 逆に、このパターンでこうしようとかと決められるのであれば、ここにしっかり明記すべきなんですよ。今の段階ではいろんなパターンがあって難しいですよ。

会長 この1カ月のうちにもう発注かけなくてははいけない。だけれども、札が入らない。もう一方で、ほかの工事は進んでいる、おいおいどうするということも、そういうのも。

委員 そうか、たしかにあるんですよ。やらないわけにはいかないですもん

ね。

会長 やらないわけにはいかない。だから、随契でもとってくださいというたぐいのものもあるので。

委員 では、このまま、とりあえず問題点があるという指摘でいいんじゃないですか、議論が必要だと。

委員 1つ目の丸のことだけだと、やっぱりそういう不落になってしまっている設計とか積算とかに問題があるということはよくわかりません。

委員 そっちのほうにも問題、議論すべきところがあるというのを入れないよね。入札制度の問題のようになってしまっている。

委員 もう1つだけ、さっきの1の(1)の4つ目の丸、下から2行目に「お願いしたい」というのがあって、この「お願いしたい」というのが答申としておかしいので、「されるべきである」に、「これらの意見を踏まえるのはもちろん」、「だが」も要らないと思うね。「近隣自治体等を踏まえつつ適切な金額を設定すべきである」か「されるべきである」と、この「お願いしたい」というのは誰に対してお願いするかわからないので取っていただいて。

ただ、「近隣自治体」というとちょっとあれなので、都内の公契約条例のあるという意味なんですかね、この近隣というのは。そんな趣旨で、ちょっと表現を。近隣だと地続きのところになるけれども、必ずしもそこに公契約があるわけではないから。何か都内の公契約条例のある自治体とか、そんな趣旨で。言葉はちょっとお任せしますけれども、そうしないと、近隣だと比べるのが近過ぎてないので、少し遠いところを含めて、都内ぐらいにしておいたほうが。

会長 「都内の」ぐらいで。公契約がなくても、もう85%とぼんと決めてしまっているところもあるんです。公契約とは関係なしに決めていているところがあるので。

委員 わかりました。では、「都内の」でいいです。余り近隣だと、ちょっと狭過ぎるので。

会長 ほかにいかがでしょうか。先ほどの2の(3)の最初の丸と、最後の丸のところは少し文章を練り直します。

委員 2の「区内産業の」というところの入札制度改革で、(1)で「防災」という言葉は一応触れていただいたんですけども、防災協定を結んでも余り報われないという話が前にあったような気がするので、そういう防災とかで実際に頑張っている企業が何か報われるようなみたいな方向性があったほうがいいのかなと。ちょっと文章的に、区内の建設業が防災・安全に寄与するようにみえない、ちょっと上から目線な感じがするので、内容はこれでいいんですけども、ソフトな言い方にしたほうがいいかなと思います。

委員 防災協定だとか、地域に協力している人たちをもう少し高く見てもら

って、今は価格重視になっているんですよね、価格のポイントが一番高いんです。安いところが一番とれるという制度になっているので、それを逆転させて、そういう貢献度を多目に見て価格の面を下げるという、あとは能力だとか、そういうふうにしたほうがいいと思うんだよね。

委員 今回、ポイントまで具体的にはちょっと踏み込めないと思うので、そういうところをもう少し重視する方向でいきましょうぐらいなのは盛り込んで、余り皆さんの異論のないところなのかなと。

委員 防災と2番目の環境ですよね。

委員 ここは触れていただいただけでも非常によかったなというか、ありがたい。

会長 その点というのは、こう考えたほうがいいですかね。今のところ総合評価方式の配点の問題も当然あるんですが、総合評価方式ということに限らず、一般競争入札であるとか、そういったようなところにおいてもそういう地域貢献というか、貢献度評価的な要素が入るべきであるという感じなんですかね。そこら辺がちょっと。今は総合評価方式でしか入れていない、これはもう完全に価格でしか決めていないとするのか、総合評価方式の配点の問題は置いておいて、そういうものをよりふやしていくといたしますか、金額のところにしても下げてふやしていくというような趣旨でいくか。

恐らく、価格を下げていくというところも1つあるんだとは思いますが。

委員 総合評価で防災協定とかのポイントが上がるということは、逆に言うと価格一辺倒のところのポイントは下がることになりそうですよね。

会長 相対的に下がります。その割合がどの程度でいいのか。

委員 そこは余り議論していないので。

会長 場所によってはフィフティー・フィフティーぐらいのポイントをやっているところもありますが、世田谷の場合はフィフティー・フィフティーじゃなくて、価格のほうの割合が高いのが今の世田谷ですから、そこら辺の評価をどうするかという。

委員 あと、施行能力評価についても、すごくいい工事を連発してやっても、結局余り評価されないというのが現状あるので、今回余り議論していないんですけども、いい工事をしたらそこはもっと評価しようよということに関して、余り区民の意識とかからしても余り反対のないというか、むしろいい工事だという感じはするかなと。

委員 今、たまたま一般競争入札か総合評価しかなくて、総合評価も今ある評価点方式しかないなので、今後もう少し踏み込んでいくと、もう少し、プロポーザルまではいかないけれども、例えば工事をやるにしても、ある程度環境に配慮することによって、多少価格は高くなっても地域の区民にとっては絶対そ

のほうがプラスだという工事の仕方があれば、そちらを評価してそちらと契約するとか、多分今後新たにそういうことを可能性として、それは防災協定に限らず、やっぱり地域に対するとか、区民に対するとか、単純に総合評価以外のことも今後検討してもいいのじゃないかという定義はしてもいいのじゃないかなと思うんですけれども。

委員 方向性としてちょっとそういうのを入れて。

委員 具体的には今後だけども。

委員 なかなかそのポイントを今どうこうというのは難しいかもしれないので。流れとしてというのはちょっと乗っけていただいたほうがいいかなと。

委員 ということは、ちょっと拡大解釈し過ぎかもしれませんが、今の(2)の「公正かつ適正な入札」という、その適正な入札の中身に、今言ったような防災あるいは自然環境、それからプロポーザル型の付加を加えるような、そういうものを重視していくという形で、この(2)のところは比較的価格重視の項目が上がっていて、それで、最後は地域の活性化のためにJVと、こうなっているんですけれども、何かここにもう一言、今言ったような防災、自然環境、それから工事の質を新たな適正さの要素として加えていくという原則みたいなものをちょっと入れた、今までの価格指向を少し修正するという意味ですね。

会長 場合によると、(1)の2番目の丸を、下の(2)のほうに持っていくような構成にするのも1つかもしれないですね。テーマからすると、「長期的な区内産業の発展・活性化」ということと、下は「適正な入札の実施」というところで、(1)の2つ目の丸は、ある意味ではその入札制度的な事柄に関連するので、これが下に入ってくると少し落ち着くかもしれないですね。

委員 そうすると、総合評価方式でというのが公正な入札でという流れの中で生きてくる感じになるかもしれませんね。

委員 1つのステップが踏まれているという感じがしますね。

会長 ほかによろしいでしょうか。またお気づきの点は、修正したものを出示しますので、それを見ていただければというふうにしたいと思います。

続いて、労働報酬専門部会からの報告ですが、これについて。

委員 簡単に御説明します。

は建設関連についての報告です。一番問題になりますのは、85%というものの一斉適用ではないという部分を前回の中間報告より少し強調いたしまして、本文には書いていませんが、後で軽作業員というのを加えて、その70としたところですよ。1つは、85%というものについて一定の資格的なものを入れて、まず、1というのは、「熟練技能工の労働報酬下限額を設計労務単価(東京都)の85%以上とする。ただし、見習工、高齢者および不熟練層の存在を考慮し、その対応には設計労務単価(東京都)の軽作業員比70%以上とする」と。

これでかつて議論されている見習工と、まだ熟練には至らない間の取り扱いというものを考えてみた。

先ほど 委員からございまして、熟練技能工をもう少し具体的に、例えば10年以上とか、あるいは10年前後という、前後というとまた曖昧になってしまうので、その辺の数量的な規定を明確にするかどうかというのが、ちょっとこれは考えていないとわからないところなんですけれども、いずれにしても、曖昧さが残らないようにするのが1つの大事な点だとは思いますが、これはちょっと皆さんの御意見をいただければと思います。

ただ、日本の場合は、ドイツなんかだときちんと職階というのを定めて、技能のレベルをきちんと認定していく制度があるんですけども、日本はそれがないので、これは今後の技能労働者の確保の上からも積極的に検討する必要があるんじゃないかということで逃げています。

それから、先ほども問題になりました社会保険の適用の徹底とさらなる改善ということで、これは担い手3法の流れを受けて、これを具体的に今後の建設産業の振興に向けて改善をしていかないといけないのは、その労働報酬及びこういった社会保険加入ではないかと思えます。長期的には、今後女性の雇用、女性の就労参加を促すというようなことも言われておりますので、そういう点からも社会保険適用というのは労働条件を示す1つの必須の課題になっておりますので、これをいかに実現していくかということが大きなテーマだと思えます。

そこで、何とか社会保険加入を可能にするような積算と入札契約の改善方法はないかということで、できるだけ発注者側が積算と予定価格の中に法定労務費を反映したような積算を実施して、それを契約の際にその点を考慮した契約方式はとれないだろうか。それで、事業の採算効率が下がることを避けたいというのが2番目のところです。

それから、下請重層構造の問題が先ほど来出ているところですけども、労働報酬下限額をどうやったら実現するかということになりますと、単に契約上で行いますので、取引条件をどう改善するかということを確認しなければならぬのですが、この辺は方策がまだ私にはわかりません。

とりあえず、労働者が税、社会保険費用を支払って、なおかつ生計を維持していくことが可能な水準を設定すると。その上で、きちんと納入を担保していくような仕組みを、少なくとも公契約条例適用事業所の場合には、元請かどこかが実施する、そういう形をとって、その事務経費を契約、積算の中に入れるかどうかというようなことを考えられないだろうかという、これは思いつきの提案です。

2)は、契約条件の中に今後、ことしの後半からでしょうか、社会保険未加入

者の通報体制をつくるということをして国土交通省はうたっています。そこで、できるだけこれらをソフトランディングするためにも、発注者と直接契約者の関係の中で行われるわけですから、できるだけ発注者側も適正な履行体制の中にかつた社会保険未加入というものを減らしていく責務を負うようにしたらどうだろうか。先ほど来、このところは曖昧なところなんですけれども、費目に紛れ込んで明示されないがために改善がおくれるとするならば、その辺を改善できるような形で、積算見積書は今1次下請等には浸透していくように取り計らわれておりますけれども、何とかこれを1つの事業所で可能な場合には入場する労働者全体を一括処理して、その事務経費を予定価格のほかに用意するというようなことを配慮すべきではないだろうか。

それから、業務委託につきましては、これまで1093円というのを中間報告でお出ししましたけれども、この中で、基本はやはりワーキングプアの解消と、それから積算というか、報酬下限額の基準というものをどこに置くかということに関しては従来どおり、特別区職員行政職(一)の高卒初任給を起点にするということ。それから、行政はやはりその地域社会全体のさまざまな事業にある程度効果的な影響を与えるモデル事業という役割を担っていると考えて、2017年度もこの方式を引き継いでいくということですが、しかし、実際に算定をしてみますと、次の4ページになりますけれども、本年度は都の人事院勧告により上がりましたので、時間単価は1105.6円ということになります。ただ、これを直ちに実現するというに関しては、この委員会でも、また労働報酬専門部会のほうでも議論がございまして、一気に難しいので2年間かけて、望ましい水準に一気にはいかないと考えれば、その半分をとにかく乗せようということで、厳密に言いますと1030円ぐらいになるんですけれども、委員会での意見の集約点は1020円ということで、言ってみれば1105円というよりも、1093円のところを基準にしたものに相当する1020円とするということで、これで2018年以降どうなるかは別として、その実施が少しずれた分も配慮した形で、ぜひこれは確実に実現してもらいたいと。

それから、あわせて労働報酬以外にも社会保険加入の促進や、その費用の負担をどうするかということをめぐる、入札に際しての内訳書みたいなものが余りない場合が多いようなことなので、先ほど委員のほうから請求がありました、入札案件のもう少し具体的な中身を調べて、入札に際して今後人件費等にかかわる動きがわかるような内訳をとるような形で入札契約をすることを通して、これらについての費用の影響をどの程度見るかというのを発注者と受注者の間で検討できるように、少し契約の中身を透明化したらどうかと考えているところです。

は適正化委員会への希望になるんですけれども、ダブっている部分もござ

いますので、適当に削除したりする必要があると思います。

1は、今後の条例運用に関して、区内はもちろんのこと、関連事業者、労働者、区民などに講習や講座などを積極的に行って条例適用を円滑にしていくということを積極的に進めてほしい。

2は、関係部署に条例適用を行うための組織的な対応をお願いしたいと。これは適正化委員会のほうにもより詳しく書かれておりますので、そちらのほうに譲って、これは削除してもいいかと思えます。

それから、もう1つの問題は、「条例適応」となっていますが、「適用」ですね。適用に伴って実施状況をやはり点検する必要があるだろうと思えますので、何らかの形で関係各部に対する説明、それから問題が生じた場合の申し立てや苦情、違反等に関する受け入れ先を設けて、そして適正化委員会でこれらを把握して改善を図れるような体制をとったらどうか。

それから、やはり各年度で一定のサンプリング調査等を実施して、条例の効果的な適用が図られるよう、絶えず毎年調査をしたらどうか。

あわせて、2017年度からこれらの条文にかかわる予算や人員配置についての対応をお願いして、実効性を高めていきたいという希望を書いたわけでありませう。

以上です。

委員 意見がたくさんあります。

1つは、当委員会ですが、先ほどの本体のほうは名前を出して「(以下、委員会)」になっているんですが、そういう意味では、一番出だしが何かのところに「労働報酬専門部会(以下、部会という)」とか、部会にさせていただいたほうが、「本委員会」というのがあるので、それを部会にさせていただいて、どこかに全体を引用してもらって。

それから、最初の六、七行のところはすごくわかりにくいんですが、簡単に言うと、中間報告をそのまま最終答申としたというふうに書いていただきたいと思います。単純なことが、いろんなことが途中で挿入されていて難しくなっていてわかりにくいので、中間報告を最終報告として再確認したぐらいをぱっと書いていただければいいかなと思います。

それから、さっきの1、「熟練技能工」という言葉は、やっぱり「熟練」を取らないと。多分この概念ですけれども、技能工とかと言っている、例えば型枠工でしたっけ、言葉で言っているのは、わかりやすく言うと一人前になった人の一番若い人を指すのだろうと思うんです、報酬下限額ですからね。そこに、一人前にいかない人が見習いだとか高齢者として例外的に外れると。一人前の人が、そのうちだんだん管理職的になって部下を監督したりするようになっていく人がいて、ここを規定しているのじゃない、一人前になったところを規定

しているのです、この一人前になったところを「熟練」という言葉を入れてしまうと、さっきの5年とか10年になってしまっていて、非常にアバウトな話になると私もそう思うので、やっぱり「熟練」というのは取っていただいて、「技能工」という言葉がいいんじゃないかなと。ただ、先ほど さんからいただいたこの表も、それこそ技能工、型枠工、大工とあって、定義はわからないけれども、とにかくそこに当たる人という意味で言っているわけで、言ってみれば、若かりうが年をとっていようが一人前のその人と考えていただいて、「熟練」という言葉はやっぱりこの部会報告の中に入れたい方がいいんじゃないかなと思います。

それからもう1つですけれども、85%と70%に「以上」とついているんですよ。最初の出だしのところはないんですよ。ちょっとこれはどっちがいいのか私はわからないんですけども、どちらか1つに、多分「以上」はなかったような気がする。「以上」が入っていると何か誤解を与えてしまうのではないかというので、ちょっとそこは、いわゆる下限ですから、下限というのは何%となるわけで、「以上」というのはつかないような気がするんです。

委員 そうですね。

委員 それから、実はきょう新聞を見て、最賃が出たんです。何と、25円上がるんですよ。去年、うちの区は20円しか上がっていないんですよ。ちょっとそこで書いていただきたいの、さっきの3ページの のところに「法定最低賃金を上回る」とありますよね。ちょっとだけ、5円、10円上回ったのでは格好悪くてしょうがない。「相当程度上回る」ぐらいの、大きくというとまた言い過ぎなので、「相当程度上回る」というといい加減ですけども、やっぱり5円、10円上回ったのではなくて、相当程度上回っていないとこの公契約条例をつくった意味がないと思うんですね。だから、ここの「法定最低賃金を」の後に、「相当程度」がいいか「大幅に」がいいか、「大幅に」はちょっと言い過ぎかなと思うんですけども、「相当程度」というのをに入れていただくと、やっぱり公契約条例をつくった意味が出てくると思うので、「相当程度」と。

委員 強調して。

委員 そうですね。どこかに、4ページの2の「1,020円」の後あたりに、「なお」ぐらいで、東京都の最低賃金、本日以降25円上がって932円に改善されることも看過できないぐらい。

委員 考慮すると。

委員 そうそう、考慮するというのをちょっと入れていただくと、きょう我々が議論した意味があるかなと思うので、その辺を入れていただきたいと思います。

ちょっといろいろ言いましたけれども、さっきの「熟練」のところは本当に

こだわりますので、済みません。

委員 ちょっとそれはうちのほうでは困るんです、前から説明しているように。

会長 「熟練」というのは、例えば資格認定みたいなものは何かないですか。資格認定された技能工とやると、該当しない人が多い。

委員 資格認定でも2級もありますし1級もありますし、登録基幹技能者もあります。そのまたレベルがいっぱいあるんですよ。

委員 困るのはわかるんです。わかるんですけれども、こういうものというのは、例えば さんの職場に20人型枠工さんがいらっしゃったとすると、この2人だけは該当しないけれども18人は該当しますと。この2人はまだ見習いとか、そこに達していませんと。あるいは高齢者として、年をとって今その技能が落ちていきますという、何か特別な理由がある人だけが外れて、それ以外の人全部同じようにこの2万4300円が適用されるというのが多分この東京都の考え方で、我々も同じような形で、特段何か理由があって落ちる人だけが落ちる、あとの人は落ちないというのが僕の考え方です。そうしないと、せっかく制度をつくっても、それを守られているか守られていないかが、皆さん1人ずつ、うちはこの人は型枠工にしていない、この人はとなっちゃうと、守られているか守られていないかがわからなくなってしまうと。

委員 チェックの基準が曖昧になるということですね。

委員 そうそう。だから、ある意味でいけば一番若くてなった人を、さっき私が一人前と言った言葉はおかしいんですけれども、一人前になっていて、そうっていないと言える人以外はなっているという考え方で、多分そういう計算をして。だから、もっと高く取っている人もいらっしゃるわけで、それを規制はしないんですよ。それは当然のことなんだという考え方になっていて、最低という考え方は到達しているということの裏返しだと思います。

委員 ただ、二十三、四の人が年収五、六百万も収入があるというのはちょっと違うんじゃないですか。

委員 だから、それは私がこの間お話ししたとおり、若くて力のある人は早く成長して、北の湖じゃないけれども、20歳ぐらいで横綱になって1億円取っていたかもしれないけれども、それは実力者であって、それはその人の能力があると考えていただいていいのじゃないかしらと。ちょっとこの間そういう例は言わなかったけれども、若くてなる人はいらっしゃると思うんですよ。

委員 それは一部ね。一部はそれはいるでしょうね。

委員 その人はやっぱりそうなったのだから、ちょっと早過ぎるかなと思っても。

委員 私が危惧するのは、そういうふうにしてしまうと、調査した段階では

ねられる者がいっぱい出るのじゃないかと。この制度は何の制度なのかと。そうすると、大半が守れていればこれはすばらしい制度ということになりますけれども、それが、調査してみたらもうとんでもない調査結果の数字が出てきたと。そうすると、この制度の意義そのものが失われてしまうのではないかと。それで見直しがまたかかるということはあるかもしれませんが。

委員 いや、おっしゃっているように、調査してみたところ、たまたまお2人が、さんのほうとしたら一人前ではないと扱っていたとしたら、だから守っていないじゃないかというようなことを、またそう言うようなあれでもないんですよ、これは。極端に言うと。その辺は個別のことになって、では、さっき言ったように違反しているからと何かペナルティーがつくわけじゃないんですよ。もともとペナルティーはないんですよ。だから、お互い守りましょうという合意をする、契約をして、区のほうは守ってくださいね、うちは守りますよとって握手して始めたことですから、うちとしては守っているつもりですと。この2人はこういうことだから、うちとしては見習い扱いにしていますと、あるいは一人前に扱っていませんということで、仮にそこで見解が分かれたからとって、何か特別な不利益が来るということではないと思います。それは、あとは積み重ねの中で、この間も話したようにだんだん同じ段階的なものもいずれ起こるかもしれない。ということで、とりあえずは2段階です。

委員 それで言うと、「一人前の」というぐらいのところがいいということですか。

委員 いや、それが最下限ですから。下限を決めるというのは、その人は型枠工の一人前という言葉はおかしいけれども、一人前として扱える人と。その扱える人の一番低い額が2万4300円ですよ。中間じゃなくてね、考え方として。

委員 中間や平均ではないんですよ。

委員 ないんです。だから、下限をもらう人。正確に言えば、そこへことしなった人ということです。ことしそこに初めてなった人が最低で2万4300円ですよ。だから、3年、5年やっていて、あるいはもっとベテランになっている人は、いろんな形でもっと多く取ってもいいですよ。余りよその地域で「熟練」という言葉は使っていないと思います。

委員 そうですね、もうざっくり52職種の85%とか90とかという言い方ですから、あえて「熟練」と言わない。

委員 言ったら、何ををもって熟練というんですかと、さっきさんがおっしゃっていたとおりですごく不明確な基準になってしまって、せっかく議論して何%以下と決めても誰に適用するかとなったら、ほとんど決めた意味がなく

なってしまうもの。

委員 ある技能レベルに達した技能者。

委員 だから、それを技能工と呼ぶんでしょう。あるいは何々工と呼んでいるんでしょう。これは工と呼んでいいんですか。型枠工と呼んでいいんですか、これは。

委員 多分、前回の労働報酬部会でも同じような話が繰り返しあって、結局、本来あるべき姿は、当然働く人たちの最低ラインを一定程度条例の中で決めていくということがもともと公契約条例の趣旨で、ただ一方で、今設計労務単価が大幅にここ数年引き上がってきたという現状があって、どうしても現状が今そこに追いついていないという。そこは事業者の方からもありましたが、一方で、僕たち労働者側の立場で実態調査をしても、同じような現象が事実ありまして、本来は技能工全てに適用する下限を適用したいんですが、支払う側が、そうになってしまうと85ではなくてもう70だという、このやり取りが延々と続いた結果、一定程度ちゃんとした仕事ができる者をまずは対象にし、委員の報告の中にもあるんですけれども、ただし、今後はもう少し段階的に決めていかないと、一律で全ての、例えば型枠だったら型枠をラインで決めていくというのは難しいという、今後はそこを細分化していく必要があると書かれているんですが、今後はやっぱりそういう段階にしていくという、今の現状で、僕は「熟練」というのがつくのは、今の現状でいくといたし方ないのかなという気はしています。ただ、これがずっとそのままいくのかではなくて、今後、来年、再来年検討していく中で、その区分は明確にしていく必要があると思うんですけれども。

委員 仮に18歳で入ると、7年ぐらいの年齢以上ぐらいを頭に置いて、熟練と言えるようになりますかね。

委員 いや、そんなにいかないでしょう。さっきの20歳で横綱じゃないけれども、腕に自身がある人がいて、一人前になる人がいると思うんです。だから若過ぎるという話なんだけれども、「熟練」という言葉を入れちゃうと、この制度が死んでしまうような気がするんだけれども、もともとの公契約の趣旨としてね。報酬下限額だから、下限額というのはすれすれで下限額をもらえる人がいる。平均じゃないんだから、やっぱり下限額なんだから。

委員 だとすると、やっぱり85は高いというのは、多分 さんがおっしゃって。だから……。

委員 だから80にしろというのならまだわかる。

委員 そう、そこはやっぱり85であって、さらに「熟練」も取ってということになると、やっぱり厳しいのじゃないかということだと思います。

委員 だとすれば80にしろと。今の設計労務単価が高いんだから、実態に合

っていないことからすれば、当面80でいくと。そのかわり、実態との乖離を見ながら将来考えていくんだと。僕はそれはありだと思います。だから、85で実態と合っていないというなら、80に合わせるのもありかなと。そうしないと、ルールというのは1回やはりきちんとつくっておかないと、もちろんボーダーラインはあるんだけど、やっぱりルールはちゃんとつくっておかないといけないですね。

委員 ルールはルールなんでしょうけれども、そのルールが我々の首を締めていくということになりかねないということは何度も言っているわけなんです。

委員 だから、そこはさっき僕は外してもらったんだけど、そうならないように、それは区役所にやってもらいたい。

委員 ただ、例えば委託なんかの場合は、それが直接その区の予算に反映されたりするんですけども、例えば我々が公共工事とかで請け負う場合には、その予算というのは別にふえないんですね。予定価格はふえませぬ。だから、それはふえないと。

委員 そこをふえるようにしないと、これが死んじゃうでしょうと、さっき私が言っているように。そこが本当は一番書いてほしいところなんですよ。

委員そこは、僕は前から言っているんですけども、そのこの予定価格というのはふえないのじゃないかと思っ

委員 だけれども、予定価格が同じ歩掛かりというか生産性だとすれば、やっぱり今の变化から言うと必ず予算増になっているはずですよ、同じ単位の工事を進めるという場合は。ですから、この全建総連、東京都連の調査でも、このところバーっと上がってはいるんです、設計労務単価は。現状は随分かけ離れて、どのくらい差がありますかね。7000円ぐらいの差がある。

委員 割り切って、85が本来あるべきだが、乖離を見ると、当面、ことしは80にするとかというのだから、僕はあたっていいと思うんですよ。

委員 でも適用は。

委員 1年ごとに考えていくと考えればね。

委員 資格で決めたらどうですか。1級技能士とか。

委員 第三者が決めてくれる資格があれば。

委員 能力がある人は、5年以上過ぎれば若くても取れるわけですよ。そういう資格でもって縛りをかけて、例えばそういう資格を持っている人以上であれば。

委員 その資格は、例えば東京都の全体を考えて普遍的にどの業者の方もみんな取っているんですか。

委員 もう今は全部取っています。施工管理士じゃなくて、技能士ですね。

委員 それがもし可能であれば、その資格の方以上を適用する。この我々が言っている技能工というのはこれこれを指すというふうにして、それ以外の人についてはとりあえず適用しないというのだってあるかもしれない。それで85でいくかね。

委員 52種全部技能士はありますから。

委員 そうすると、作業員の多分何%になりますよ。

委員 そうか、取れる人はいるけれども取っていない人もいる。

委員 熟練技能工よりもっと減りますよ。

委員 そうか、取らなくてもやっているからか。

委員 そうなんです。だから、この資格がなければ就労できないというわけではない。

委員 資格があるから金がふえるわけでもないんだ。

委員 いや、ふえる可能性はありますよね。

委員 しかし、でもその資格があっても、それが1割しか。

委員 全体の一部ですからね。

委員 1割ぐらいですか。

委員 多分数%です。

委員 数%ではちょっと難しいな。そうしたら、ほとんどの人が外れちゃうもんね。そうしたら、我々が考えた職場の八、九割、あるいは100%の人たちがどっちかに適用される。本来は100%ですよ、極めて例外の方と、その他大勢の人たちと、ここに線を、要するに、見習いとか高齢者というふうにわざと線を引いて、それ以外の方は全部こっちに入るわけだから。

委員 今回こういう形にしたじゃないですか。本来であれば、委員おっしゃっているとおり一人前になったところから85%設定をしたかった、でもできなかったというところの中で、では80に落とすとか75に落とすとかという議論をしてしまうより、85を目標にするんだけれども、今ほかのことで改革がされない状態だから、今回は曖昧表記をしようというのがこの「熟練」という言葉になったんですね。なので、これを否定してしまうと、やっぱり70にしましょうとなってしまおうと思うんですよ。

委員 なるほど。撤回します。

委員 ぜひ、我々労働者側も本当に我慢しているところなので。

委員 では、撤回します。

委員 これは、それこそ段階的改善への第一歩だから、このところはちょっと。

委員 ただ、余り熟練の数をいっぱいふやさないようにして。私は法律家だから、ルールというのはやっぱりちゃんとした、どこでもみんなに通用する、

誰も見れてわかる公平性、明確性が要るわけで。

委員 目標は、やっぱり技能工が85%以上になるというのが近々の目標ですね。そのためにほかの制度改革をしっかりとやっていただくのが先。

委員 では、なお書きで、今の状況をどこかに書いていただいて。それはやっぱり答申だから、ちゃんと区長さんに伝わるように、どこかにちゃんと、注でもいいし、ちょっと小さな字でもいいんですけども。

会長 ほかにいかがですか。

委員 資格を取るのというのは難しいんですか。

委員 国家資格の場合、一定の経験年数が必要プラス技能試験と筆記試験を受ける。ただ、結構難しいですよ。多分、合格率も相当低い、現状でそんなに高くないですね。

委員 では、親方みたいな人でも持っていない人がいる感じですか。

委員 可能性はあります。

委員 ただ、職長さんをやられている方は、比較的持っている方が多いです。今は、ある程度2級とかを持っている方が職長さんをやられているケースが多いんじゃないですか。

委員 資格ができれば、2級はもう取らないで1級に行っちゃいますよ。そのほうが多いです。

委員 2級を取らなくても一遍に1級も取れるんですか。

委員 経験年数が超えればね。

委員 土木作業員では、持っている人はほとんどいないと思いますね。ゼロに近いと思います。

委員 業種にもよりますね。それがないとできない職種もありますからね、電気だとか。

委員 やっぱりそれは無理だね。資格の有無というのは。

委員 クレーンとかいろいろ、そういう機械操作にかかわるとか。

委員 100人中80人か90人が取っている資格なら、それで別にランクをつけていくことは可能だと、先生が言ったように将来的に。

委員 その資格というのは、実際現場で仕事をするのに見合った内容なんですか。要するに、資格はあるんだけども現状とは余り関係なくて、資格だけの資格とか。

委員 本来は、その資格を取ると、例えば賃金が上がるとか、立場が上がるとか、本当はそうなんですけど、実際は資格を取っても、ただ取って資格がありますよというだけのことのようですね。環境が変わったとは言えません。

委員 逆に言うと、その資格を取ることが生きてくるような、今回できませんけれども、制度になると、熟練かどうかって難しいじゃないですか、何年

でという。ですけれども、資格があったら最低賃金を出すよというのだと、何か資格を取るモチベーションというか。ただ、その資格が余り現場レベルと合っていないくて形骸化しているものだと、それはそれでまた問題があるかなと。

委員 ただ、国家レベルだと資格がないと職長を張れないとか、今現在そういう資格の制約はあります。

委員 やっぱり取らせる方向になっているんですね。

委員 取らせる方向に行っています。

委員 1つの目安ではあるけれども、それが全てではないということと。

委員 必要要件ではないわけだよね。

委員 でも、委員が出された型枠、業界ごとに、やはりそうは言っても先ほど先生がおっしゃっていたマイスター制度的なところで、一定技能評価していかないと、若い人たちがせっかく入ったのに、20年たってもこの会社にいると給料が上がらない、でも、この会社へ行くと頑張るとちゃんともらえる。でも、業界自体が今そういうランクづけとか評価方法を今検討されているんですよね。型枠以外のところでも今そういうのが始まってきているので、やはり将来的には資格と本当の実務的な技能を評価して、それが実際の賃金に反映されるような制度を1つはつくっていかないと。

委員 そうするとモチベーションも上がるし、技術をつけようという人も目的というか、そういう人がふえますよね。技術があるとこれだけ給料が上がると。

委員 今は親方が全てを握っていて、親方が全て決めてしまう。Aの会社、Bの会社が全く基準が違うという。

委員 日本の今の職業能力養成のおかしさというのは、ドイツのようにちゃんと百三十幾つの職種別に学校があり、その学校で実技と試験をやって、それで初めて見習い工として就職する。5年なら5年たつと、その上のランクに受験する資格ができて、また試験と実技をやって、上がれば、10年たてばマイスターの資格に挑戦できるよという、その基準が非常にはっきりしているんですよ。会社ごとじゃなくて、一種の社会共通の基準になっているので、そういう意味で賃金の決め方が非常に明快なんですよね。

日本の場合は、ゼロからのスタートを会社が養成していかなきゃならないところは、本来ドイツが公的な費用でやっているのにもかかわらず全部自社で見ることになりますから、それだけ仕事の能率にもかかわってきますよね。非常にそういう点は、どういうふうにするかということ、やはりベーシックな訓練は公的な教育でやって、あとは企業の中のシステムで早く上げていくというのは。

委員 今は大分、富士の訓練校がありますよね。あそこに入職して3カ月ぐらい入れちゃう。その間に資格で玉がけだとか、クレーンだとか、研削といし

だとか、そういう現場で使う資格を取らせちゃうんです。そうすると、現場ですぐ使えるような職人になるんですよね。それを現場で教えていたら、もう期間がかかっちゃって無駄ですよね。

委員 その学校の費用は誰が出すんですか。

委員 基本的には会社負担ですけれども、今はハローワークのほうから相当補助金が出ます。うちもやっていますが、実質、学校の費用、宿泊費はほとんど出ます。ただ、給料をその間払わなければいけませんね。それは会社負担で、あとはもう今ほとんど補助金が出ます。

委員 資格を取った後にすぐ会社をやめていなくなっちゃう人がいっぱいいますよね。

委員 それはありなんです。

委員 それがつらいんですね。

会長 お時間も3時半となりましたけれども、ほかにも幾つかあれば、これも1度事務局を通して、それで委員のほうに伝わるように。

委員 事務局のほうに出していただいて、よろしくお願いします。

会長 それから、先ほどの答申のところも、いただいた意見で案をつくって、それでまた投げて、いろいろと御意見をいただければと。

委員 ちょっと意見をいいですか。中身じゃなくてさっきの話なんですけれども、私は去年、上申書というのを出したことがあるんです。それはどういうものかというのと、下限報酬の問題だとかそういう問題は部会とか何かでやるんだけど、委員会全体として、今回答申の中で残ったというか、答申に書いていただいたんだけど、例えば組織だとか、誰が講習をしたりポスターをつくったりするのかとか、チェックシートだって直すとか、それはそれで通年的にやっておかないといけないのではないかと私は上申書を出したんです。残念ながら、去年の暮れまでだったんですけどね。ことし突然なって6月ごろからぱぱぱときょうまでやって、ちょっとこれだと。任期は一応来年の3月までなんですけれども、やっぱり基礎のところですね。要するに、この委員会が始まってまだ1年とちょっとしかたっていないんだけど、早期にやっておくべきことがあると思うんですよ。

そういう意味では、きょうでことしの分が終わりではなくて、まだ任期があるので、会長も含めて積み残し、さっきの例えば随意契約の問題だとか、もう少し詰めておきたい問題だとかというのと、きょう答申で書いていただいた具体的な問題が幾つかあるので、きょう全部出すというわけにはいかないんでしょうけれども、事務局の中でそういう日程を組んでいただいて、積み残しというのかな、あるいは最初の数年のうちにつくっておかなきゃいけないことが、まだ全然できていないんですよ。それをやるような日程をちょっと考えていた

だきたい。

あと、ちょっとことしの労働報酬専門部会もちょっとがががと入れちゃったんだけど、多分、委員がかわるかどうかは別の問題として、毎年いろんなことを考えると、早い春ぐらいから始めて夏の今ごろに終わるといような形で来年も予定をして、労働報酬専門部会はそれはそれとして、ちょっと任期が重なるから難しいんだけど、ちょっとその辺を考えていただくという両方について、もちろん区の予算があるので、何から何までできないんだけど、ただ、せっかくなつくれた、東京で一番いいのにしたいと思っているんですけども、そういうことと言うと、これだけ知恵のある人が集まっているんだから、せっかくだから知恵を集めて具体化しておいておきたいんですよ。三、四年のうちに、全部のことについて。何となく今回は1回で終わったけれども、ちょっときょうどうこうじゃないんです。ぜひそういう御検討をしていただいで。

2つね。1つは、もうちょっと全体会を開いて、やるべきことの幾つか残されているのをやるということで、早目にやるというのが1つと、もう1つが、労働報酬専門部会は来年の早い春から一応落ち着いて3回ぐらいは日程を入れていただきたい。この2つを御検討いただきたいと思います。よろしく願います。

委員 ついででいきますと、多分この7月1日以降公契約条例が適用になっていく際に、守られているか守られていないかの調査というよりは、やはり実態がどうなっているのか、例えば実際にどれぐらいの賃金が払われているとか、そういうのは今話をしているのは、どちらかという今これぐらいだからと個々の会社の話をしていたり、僕なんかの組合の調査だったりするんですけども、やっぱり具体的に世田谷区の適用の実態をどこかでアンケートをとるとか調べてみて、それをこの労働報酬専門部会ないし委員会でちゃんと検証して、だから下限額を今後こうしていきたいとか、そういうのもぜひやっていただいたほうが。決めることは決めました、あとは事務方にお任せしますというよりは、その部分も含めてやられたほうがよろしいのかなと思います。

委員 それは私も、ぜひそうしていただきたいと思います。

委員 きょうの、例えば1のほうの(2)の最後ですよ。この間、労働条件確認帳票というのがあって、社労士の先生方はこれとは別に個別企業の、この間ちょっと私が足りないと言っちゃったんだけど、などなどをもうちょっと勉強させていただいて、今回のやつは余りはっきりは書いていないですね。前文に載ったんですよ。たしか前文のどこかに載っていたんですけども、その辺の問題なんかでもできれば、社労士の先生は専門家ですからね。

委員 うちの業界のやつは、区に提案しているんです。きょうの資料にはな

いですけれども。

委員 我々もそれを見ながら、これにすべきだとか、これにこういうふうに加えるべきだとか、例えばそういうことなどはやらなければいけないなと思っているけれども、結局ほかのことが忙しくて我々はやれていないんですね。

あと、周知のチラシとか説明会を、区のほうではどうお考えなのかわからないけれども、我々のほうもせっかくここに「行うべきである」と書いた以上は、やっぱりどうやって実践するかということを考えていかなければいけない。というのは、よその区とか何かはもう配ってあるわけで、そういう意味では世田谷だけはできたんだけれども、よそはできていないということを見ると、これはほうっておくとまた1年たってしまうので、ぜひそういう具体的な、せっかく今回効果的な運用で幾つか出している問題点をさらに詰めたり具体化できるようなものにしていただければと思います。よろしくお願いします。

委員 チェックシートなんかも、今のよりももう少し効率的に実態がつかめるような、多分経験をお持ちだと思うんですね。

委員 きょう皆さんにはあれですけれども、もう出してみたんです。それには、就業規則を出せとか、賃金体系とか、それについての何をチェックするか、そういう部分を一応提案は差し上げています。

事務局 では、事務局から最後に。昨年4月にこの適正化委員会を立ち上げまして、また、労働報酬専門部会も5月に立ち上げて、この間の1年4カ月、本当にありがとうございました。昨年度は私どもも中間報告という形で、かなり委員の皆様にはお急ぎいただいたところで、ちょっと議論も窮屈なことだったかと思います。

来年度に向けては、今回は28年度からスタートしてきょう御議論いただいて、8月に答申をいただければ、これは区のほうでもきちんとお預かりしたものを十分精査し、また、9月、10月に区議会がございまして、定例会に加えて決算特別委員会が予定されていますので、十分な議論をしていただけるものと思っております。そういったものを受けて、29年度から少し時間の余裕を持って、準備も十分に重ねながら進めていけることと思っております。

先ほど委員、そして 委員からもお話しありました課題の整理をどうするか、課題への取り組みをどうするかという点ですとか、日程的なお話、それから現場への調査、これもいずれ私ども今回お預かりします答申を踏まえて、残り半年の中でどう取り組んでいこうかということは考えていこうと思っております。

何せこれは事業者の皆様のお協力、また労働者の皆様のお協力があってできることですので、またその節はよろしくお願ひしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

会長 この委員会をこの先どうするかということにつきましては、事務局のほうとまた相談させていただいて、進めていければと思っております。

最後に、先ほども申しましたが、8月5日の午前中、区長との意見交換会がございます。その後、最終答申に向けて皆さんにお集まりいただくか、ちょうど8月ということになりますので、8月での予定が8月15日を当初予定しておりますけれども、それはそれぞれメールであるとかという形で進めていくということでもよろしいでしょうか。

委員 さっきの締め切りは未なんですか、一応。

会長 8月中という。ただ、いただいた御意見などについての取りまとめというのは、お盆明け、8月15日ぐらいにはお送りできるようにと私自身は思っておりますけれども、それでさらに御意見をいただいて、8月中には答申文としてお出ししたいという進め方でよろしいでしょうか。 ありがとうございます。

それでは、少し長時間にわたりましたけれども、大変ありがとうございました。以上で本日の会議は終了いたします。